

1 大山崎町独自の対策など（主なもの）

(1) 新型コロナウイルス対策中小企業等支援補助金（国補助事業の自己負担分を補助）

新型コロナウイルス感染症への対応として、大山崎町内の事業者が国の「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」又は「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」を活用して取り組む事業に対し、自己負担分の一部を町から補助します。
※国や京都府が新たに創設する補助金を活用して取り組む事業に対する補助も創設予定です。詳細が決まり次第、町ホームページでお知らせします。

【補助額】

上記の補助金を活用した事業の自己負担分の2分の1（上限あり）

【申請期限】

令和3年10月29日（金） ※令和3年12月28日（火）までに完了する事業が対象となります。

【問い合わせ先】

町経済環境課 農林商工係 ☎075-956-2101（内線244）

(2) 公立小中学校での遠隔学習環境の整備（児童・生徒1人1台端末の整備等）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業措置の長期化により、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔学習環境を整備する必要性が高まる中で、国の「GIGAスクール構想」に基づく遠隔学習環境の整備を、当初の予定より前倒して実施します。

【内容】

公立小中学校の全学年の児童・生徒を対象に、1人1台の情報機器端末の整備を行います。また、遠隔授業の実施に備え、各学校の通信装置等の整備を行うほか、自宅にWi-Fi環境の無い世帯へ貸与するため、モバイルルーターの整備等を行います。

【手続き】

モバイルルーターの貸与に係る手続きは、準備が整い次第、学校を通じてお知らせします。

【問い合わせ先】

町学校教育課 学校教育係 ☎075-956-2101（内線214）

(3) 医療福祉施設への感染症対策事業補助金

町内に所在する医療福祉施設を対象に、アルコールやマスク等の購入費用の一部を補助します。（1施設あたり上限30万円）

【手続き等】

申請方法等の詳細については準備が整い次第、対象施設に町からお知らせします。

【補助率】

4分の3（上限30万円）

【問い合わせ先】

町政策総務課 危機管理係 ☎075-956-2101（内線332）

(4) 傷病手当金の支給（町国民健康保険）

町国民健康保険の被保険者のうち、勤務先から給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養し、その療養のため仕事に就けなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

【手続き】

支給を受けるには申請が必要です。

【支給額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象となる日数
（※1日当たりの支給額には上限があり）
※なお、仕事に就けなかった期間でも、給与等の全部又は一部が支給される場合は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けることができる給与等の額が、上記で算定される支給額より少ないときは、その差額を支給します。

【適用期間】

令和2年1月1日～令和3年6月30日の間の療養のため仕事に就けない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

【その他】

他の健康保険（協会けんぽ、後期高齢者医療制度等）でも同様の制度が設けられています。詳しくは加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町健康課 保険医療係（内線111）